

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号イ中「控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者が70歳以上の者」に、「同項第34号の4」を「所得税法第2条第1項第34号の4」に、「その老人控除対象配偶者」を「その同一生計配偶者」に改める。

第15条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第17条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第43条及び第44条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公営住宅法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。